新

開催予定日(予定期間)が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の 別添資料1 実施期間に該当していないイベントの開催について

大声*1なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50%超^{**2}であるが 参加予定人数^{**3} 5.000人以下

 \Rightarrow A

収容率50%以下

 $\Rightarrow A$

収容率50%超かつ 参加予定人数5,000人超

⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下

 $\Rightarrow A$

参加予定人数5,000人超

⇒B

大声ありのイベント

収容定員設定あり※4

収容率50%以下

 $\Rightarrow A$

収容率50%超

⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔 ⇒ ▲ (できるだけ2m最低1m) の維持を徹底

⇒ 徹底ができない場合には 中止を含め開催を慎重に判断

- A イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト(別添1)をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時(クラスター発生、基本的対策の不徹底等)は結果報告(別添3)を県に提出すること。
- **B** イベント主催者等は、イベント開催の1か月前(遅くとも2週間前)を目処に県に感染防止安全計画(**別添2**)を提出すること。 また、イベント終了後は、結果報告(**別添3**)を県に提出すること(問題発生時は速やかに提出)。
- ※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。
- ※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。
- ※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。
- ※5 ワクチン・検査パッケージ制度の適用を希望する主催者等は、Aの場合は感染防止対策チェックリスト(別**添1)**を、Bの場合は当該制度へ登録する旨を明記した感染防止安全計画(**別添2**)を、それぞれ県に提出することで当該制度に登録が可能となる。

開催予定日(予定期間)が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の 実施期間に該当しているイベントの開催について

別添資料2

大声※1なしのイベント

 \Rightarrow A

⇒B

収容定員設定あり

収容率50%^{※2}以下かつ 参加予定人数^{※3} 5,000人以下 **→**

収容率50%超であるが 参加予定人数5,000人以下

参加予定人数5,000人超 ただし人数上限あり★

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下

 $\Rightarrow A$

参加予定人数5,000人超

⇒B

ただし人数上限あり★

収容定員設定なし

+分な人と人の間隔 (できるだけ2m最低1m) **⇒ A** の維持を徹底

大声ありのイベント

収容定員設定あり※4

収容率50%以下かつ

参加予定人数 5,000人以下

 $\Rightarrow \Delta$

収容率50%超

⇒中止を含め開催を慎重に判断

⇒ 徹底ができない場合には 中止を含め開催を慎重に判断

★人数上限について

原則5,000人まで。ただし、**B**の対応により重点措置期間内は20,000人まで、緊急事態宣言期間内は10,000人まで人数上限が緩和される。さらに、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、収容定員まで追加可。

- A イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト(様式1)をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時(クラスター発生、基本的対策の不徹底等)は結果報告(様式3)を県に提出すること。
- B イベント主催者等は、イベント開催の1か月前(遅くとも2週間前)を目処に県に感染防止安全計画(様式2)を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告(様式3)を県に提出すること(問題発生時は速やかに提出)。
- ※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。
- ※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。
- ※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。
- ※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人との間隔(できるだけ2m最低1m)の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。
- ※5 ワクチン・検査パッケージ制度の適用を希望する主催者等は、Aの場合は感染防止対策チェックリスト(機式1)を、Bの場合は当該制度へ登録する旨を明記した感染防止安全計画(機式2)を、それぞれ県に提出することで当該制度に登録が可能となる。

開催予定日(予定期間)が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の 別添資料1 実施期間に該当していないイベントの開催について

大声^{※1}なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50%超^{**2}であるが 参加予定人数^{**3} 5.000人以下

 \Rightarrow A

収容率50%以下

 $\Rightarrow A$

収容率50%超かつ 参加予定人数5,000人超

⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下

 $\Rightarrow A$

参加予定人数5,000人超

⇒B

大声ありのイベント

収容定員設定あり※4

収容率50%以下

 $\Rightarrow A$

収容率50%超

⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔 ⇒ **A** (できるだけ2m最低1m) の維持を徹底

⇒ 徹底ができない場合には 中止を含め開催を慎重に判断

- A イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト (別添1)をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリスト (別添1)をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリスト (別添1)を1年間保管すること。なお、問題発生時(クラスター発生、基本的対策の不徹底等)は結果報告 (別添3)を県に提出すること。
- B イベント主催者等は、イベント開催の1か月前(遅くとも2週間前)を目処に県に感染防止安全計画(**別添2**)を提出すること。 また、イベント終了後は、結果報告(**別添3**)を県に提出すること(問題発生時は速やかに提出)。
- ※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。
- ※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。
- ※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。
- ※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人との間隔(できるだけ2m最低1m)の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。

開催予定日(予定期間)が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の 実施期間に該当しているイベントの開催について

別添資料2

大声*1なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50%^{※2}以下かつ 参加予定人数^{※3} 5.000人以下 **⇒A**

収容率50%超であるが 参加予定人数5.000人以下 → **A**

参加予定人数5,000人超 ただし人数上限あり★

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下

 \Rightarrow A

参加予定人数5,000人超

⇒B

ただし人数上限あり★

大声ありのイベント

収容定員設定あり※4

収容率50%以下かつ 参加予定人数5.000人以下

 $\Rightarrow A$

収容率50%超

⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔 (できるだけ2m最低1m) ⇒ **▲** の維持を徹底

⇒ 徹底ができない場合には 中止を含め開催を慎重に判断

★人数上限について

原則5,000人まで。ただし、**B**の対応により重点措置期間内は20,000人まで、緊急事態宣言期間内は10,000人まで人数上限が緩和される。**さらに、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、収容定員まで追加可。** 当該制度の適用を希望する主催者は、感染防止安全計画(別添2)に当該制度へ登録する旨を明記したうえ県に提出すること。

⇒B

- Α
- イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト**(様式1)**をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時(クラスター発生、基本的対策の不徹底等)は結果報告**(様式3)**を県に提出すること。
- В
- イベント主催者等は、イベント開催の1か月前(遅くとも2週間前)を目処に県に感染防止安全計画(**様式2**)を提出すること。 また、イベント終了後は、結果報告(**様式3**)を県に提出すること(問題発生時は速やかに提出)。
- ※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。
- ※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。
- ※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。
- ※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人との間隔(できるだけ2m最低1m)の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。